

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、電波法に規定する用語の定義に適合するものはどれか。電波法（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、500万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電話、テレビジョン、ファクシミリその他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 C することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	点検の結果	その一部を省略
2	無線設備の設置場所	検査の結果	省略
3	通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部を省略
4	通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	省略

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の A を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が他の無線設備の A を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）の規定において、②にかかわらず別段の定めがあるものは、その定めるところによるものとする。

	A	B
1	運用に混信	4ミリワット
2	運用に混信	4ナノワット
3	機能に支障	4ミリワット
4	機能に支障	4ナノワット

[4] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 2 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 3 空中線電力100ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。(注)
注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

[5] 次の記述は、無線設備の安全施設等について述べたものである。電波法施行規則（第21条の2及び第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備は、破損、発火、発煙等により **A** ことがあってはならない。
- ② 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（注1）が電波法施行規則（別表第2号の3の2（電波の強度の値の表））に定める値を超える場所（注2）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
注1 電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。
注2 人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。
 - (1) 平均電力が **B** 以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、 **C** の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C
1	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	20ミリワット	臨時に開設する無線局
2	人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	1ワット	非常通信業務のみを行うことを目的として開設する無線局
3	異状を呈する	1ワット	臨時に開設する無線局
4	異状を呈する	20ミリワット	非常通信業務のみを行うことを目的として開設する無線局

[6] 次の記述のうち、主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線局の周波数、空中線電力等の指定の変更の申請又は無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可の申請を行うこと。

[7] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

[8] 次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当するものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用する場合
- 2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができない場合
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合

[9] 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに総務大臣が行うことができる処分等について述べたものである。電波法（第72条及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。
- ④ 総務大臣は、電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき、①の **A** を命じたとき、②の申出があったとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、 **C** ことができる。

	A	B	C
1	運用の停止	電波を試験的に発射	免許人に対し、文書により無線設備の修理方法に関して報告を求める
2	運用の停止	電波の質の測定結果を報告	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる
3	電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告	免許人に対し、文書により無線設備の修理方法に関して報告を求める
4	電波の発射の停止	電波を試験的に発射	その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させる

[10] 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
 - (2) A .
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 B その他 C するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	混信の除去	周波数を効率的に利用
2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき	無線通信の秩序の維持	無線局の適正な運用を確保
3 電波法第74条（非常の場合の無線通信）に規定する非常の場合の通信の訓練の通信を行ったとき	無線通信の秩序の維持	周波数を効率的に利用
4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）に規定する非常の場合の通信の訓練の通信を行ったとき	混信の除去	無線局の適正な運用を確保

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許が効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を A なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 C の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A	B	C
1 廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出	10日以内にその免許状を廃棄	速やかに送信機
2 廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出	1箇月以内にその免許状を返納	遅滞なく空中線
3 廃止しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け	10日以内にその免許状を廃棄	遅滞なく空中線
4 廃止しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受け	1箇月以内にその免許状を返納	速やかに送信機